

# 第4章 計画の基本方向

本計画では、地域福祉の課題と福祉3計画共通の将来像、基本理念を踏まえ、地域福祉における4つの基本目標を掲げました。また、これらの実現に向けて、各施策を展開するとともに、2つの重点施策を定めました。

## ■調布市の地域福祉の課題、福祉3計画の基本理念、地域福祉の基本目標の関係

地域福祉の課題	福祉3計画の基本理念	地域福祉の基本目標
<b>課題1</b> 本人のニーズを踏まえた支援体制の整備を図るとともに、身近な居場所の充実や社会参加への支援等を推進する必要がある	<b>理念1</b> 誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会	<b>基本目標1</b> 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり
<b>課題2</b> 多様性を認め合い、互いを尊重する意識の向上と、世代や分野を超えた取組等を基盤に、ともに生きる地域をつくる必要がある	<b>理念2</b> 互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会	<b>基本目標2</b> 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり
<b>課題3</b> 住民主体による地域福祉活動の多様な担い手を増やし、関係機関、行政と連携・協働することで、見守りと支え合いの仕組みづくりを推進する必要がある	<b>理念3</b> 世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会	<b>基本目標3</b> 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり
<b>課題4</b> 複雑化・複合化した課題を抱える世帯・個人を支援するため、包括的な支援体制を構築する必要がある	<b>理念4</b> 多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制	<b>基本目標4</b> 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

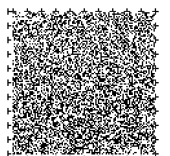
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

第6章  
8つの福祉圏域の取組

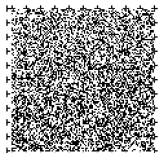
第7章  
計画の推進に向けて

参考資料



■施策体系

区分	方向	施策	
1 基本目標	基本目標1 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり	1.1 相談支援の充実	
		1.2 情報提供の充実	
		1.3 医療・保健・福祉の連携による支援	
		1.4 住宅確保要配慮者への支援	
		1.5 社会参加につながる支援・環境づくり	
		1.6 生活に困難を抱える者への支援	
	基本目標2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり	2.1 お互いを認め合う心を育む教育・学習の推進	
		2.2 多世代・多様な主体の連携・協働のネットワークづくり	
		2.3 権利擁護支援・成年後見制度の利用促進	
		2.4 更生支援（再犯防止）の推進	
	基本目標3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり	3.1 地域福祉活動の充実に向けた支援と人材の発掘・養成	
		3.2 ボランティア活動の活性化	
		3.3 見守り，支え合う住民活動の活性化	
		3.4 身近な地域交流や世代間交流の充実	
	基本目標4 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり	4.1 複雑化・複合化した課題を解決する包括的な支援体制づくり	
		4.2 制度外のサービス・支援の充実	
	2 重点施策	重点施策1 地域におけるトータルケアの推進	(1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化
			(2) 包括的な相談支援体制の構築
(3) 社会参加につながる支援・環境づくり			
重点施策2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり		(1) 多様な交流の場の拡充	
		(2) 地域福祉活動の支援と地域で活動する人材の養成	
		(3) 地域住民相互の支え合いによる互助・共助の取組の活性化	
		(4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援	



# Ⅰ 基本目標

本計画では、地域福祉の課題と福祉3計画共通の基本理念を踏まえ、地域福祉の展開に当たって4つの基本目標を定めます。

## 基本目標Ⅰ 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり



### 施策全体の方向

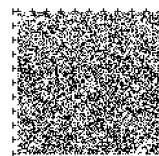
基本理念である「誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会」を念頭に、安心した暮らしを支える相談支援、情報提供の充実、医療・保健・福祉の効果的な連携、生活の基盤となる住まいの確保と社会参加につながる支援・環境づくり、生活保護に至る前の自立支援と生活に困難を抱える者への支援という6つの取組を展開し、一人ひとりが必要な支援を受けながら、地域や社会とのつながりの中で安心して暮らすことを地域全体で目指します。

#### 基本理念Ⅰ

「誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会」へ

### 基本目標Ⅰ 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり

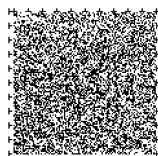
- Ⅰ.1 相談支援の充実
- Ⅰ.2 情報提供の充実
- Ⅰ.3 医療・保健・福祉の連携による支援
- Ⅰ.4 住宅確保要配慮者への支援
- Ⅰ.5 社会参加につながる支援・環境づくり
- Ⅰ.6 生活に困難を抱える者への支援



## 1.1 相談支援の充実

- 誰もが孤立せず、悩みや困りごとを早い段階で相談・解決できるよう、高齢、障害、子どもなど様々な分野の専門機関等による相談支援をはじめ、これらの相談窓口の周知や認知度向上と体制の充実を図ります。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■生活困窮者自立相談支援事業（調布ライフサポート）	生活福祉課
◎■地域包括支援センターの運営	高齢福祉担当
ケアラー（介護者）への支援	高齢福祉担当
認知症対策の充実	高齢福祉担当
福祉相談事業	高齢福祉担当
◎■障害者相談支援事業	障害福祉課
◎こころの健康支援センターの運営	障害福祉課
◎■子ども家庭支援センターすこやかにおける相談支援（利用者支援事業） ※子育て世代包括支援センター（子ども家庭支援センターすこやか及び健康推進課）	子ども政策課 健康推進課
◎■保育コンシェルジュ（利用者支援事業）	保育課
◎■ゆりかご調布面接（利用者支援事業）	健康推進課
◎子ども家庭支援センターの運営	子ども政策課
ヤングケアラー支援事業（ヤングケアラー・コーディネーターの配置）	子ども政策課
子ども発達センター相談事業	子ども発達センター
障害児相談支援事業	子ども発達センター
自殺対策の推進	健康推進課
◎調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」	児童青少年課
児童虐待防止センター事業	子ども政策課
障害者虐待防止センター事業	障害福祉課
高齢者の虐待防止に関する取組	高齢福祉担当



## 1.2 情報提供の充実

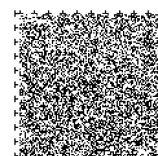
- 誰もが必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを適切に選択できるように、サービスに関する効果的な情報提供や福祉サービスに関する評価の実施とその受審支援を行います。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
多様な媒体による市政情報の提供	広報課
高齢者福祉に関する情報提供	高齢福祉担当
「障害者福祉のしおり」の作成	障害福祉課
子育てに関する情報提供	子ども政策課
福祉サービス第三者評価の実施及び受審支援	高齢福祉担当 障害福祉課 保育課

## 1.3 医療・保健・福祉の連携による支援

- 子育て期や高齢期の心身の健康維持と疾病予防の普及とともに、病気や障害がある人のQOL（生活の質）が高まるよう、医療と保健・福祉の連携強化による分野横断的な切れ目ない支援の充実を図ります。また、障害者が高齢者になっても、本人が希望する生活が続けられるように、必要に応じて、「共生型サービス」の活用について検討します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域包括支援センターの運営（再掲）	高齢福祉担当
◎■生活支援体制整備事業	高齢福祉担当
在宅医療・介護連携推進事業	高齢福祉担当
認知症総合支援事業	高齢福祉担当
認知症初期集中支援事業	高齢福祉担当
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢福祉担当 保険年金課 健康推進課
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会	障害福祉課
国保ヘルスアップ事業の推進	保険年金課



## 1.4 住宅確保要配慮者への支援

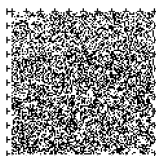
- 誰もが希望する住まいを確保できるよう、高齢者住宅（シルバーピア）の設置、障害者グループホーム設置者等の支援、不動産関係団体、居住支援団体等と連携した住宅確保に向けた支援をとおして、住宅確保要配慮者への居住支援に取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
高齢者住宅（シルバーピア）	高齢福祉担当
障害者グループホーム等の拡充	障害福祉課
居住支援の推進	住宅課

## 1.5 社会参加につながる支援・環境づくり

- 生活困窮者、障害者、仕事に不安や悩みを抱える若者など様々な課題を抱える人が、その人に適した就労と暮らしを実現できるよう、地域福祉コーディネーターを中心とした社会参加に向けた支援や福祉以外の様々な分野と連携した支援、ハローワークや福祉サービス事業者等の関係機関と連携した就労支援、居場所の提供等をとおして、社会参加につながる支援と環境づくりを推進します。

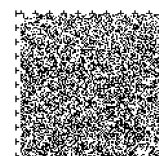
主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進	福祉総務課
◎■生活困窮者自立相談支援事業（調布ライフサポート）による就労支援	生活福祉課
◎■生活支援体制整備事業（再掲）	高齢福祉担当
シルバー人材センターへの支援	高齢福祉担当
◎こころの健康支援センターの運営（再掲）	障害福祉課
「（仮称）ワークライフカレッジすとっく」の運営	障害福祉課
重度障害者施設の整備	障害福祉課
◎若者の職業的自立、就労の支援	障害福祉課 産業振興課（産業労働支援センター）
◎調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」（再掲）	児童青少年課
ふれあい福祉相談	調布市社会福祉協議会



## 1.6 生活に困難を抱える者への支援

- 生活困窮のおそれがある人や生活基盤が脆弱な人等，生活に困難を抱える人とその世帯に対し，個々の状況に応じた生活支援，家計改善に向けた支援，学習支援等を継続的に行い，自立の促進と生活の安定を図ります。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
生活福祉相談 法内援護（生活保護）	生活福祉課
◎■生活困窮者自立相談支援事業（調布ライフサポート）（再掲）	生活福祉課
子どもの学習・生活支援事業	生活福祉課
ひとり親世帯の子ども学習・相談支援事業	子ども家庭課
◎調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」（再掲）	児童青少年課



## 基本目標 2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり



### 施策全体の方向

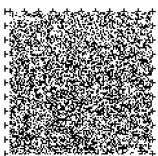
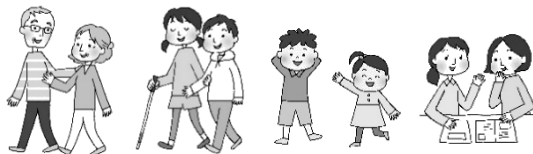
基本理念である「互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会」を念頭に、ともに生きるまちの基盤となる多様性を尊重する心を育む教育・学習機会の充実、地域の生活課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働の推進、本人の意向に沿った権利擁護支援や成年後見制度の利用促進、生きづらさを抱えたまま地域社会で孤立させない更生支援の取組という4つの取組を展開し、一人ひとりが地域共生社会の充実に自分らしく関わりながら暮らすことを地域全体で目指します。

#### 基本理念 2

「互いに認め合い、  
尊重し合い、ともに  
生きる地域社会」へ

### 基本目標 2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり

- 2.1 お互いを認め合う心を育む教育・学習の推進
- 2.2 多世代・多様な主体の連携・協働のネットワークづくり
- 2.3 権利擁護支援・成年後見制度の利用促進
- 2.4 更生支援（再犯防止）の推進





## 2.1 お互いを認め合う心を育む教育・学習の推進

- あらゆる世代がお互いを認め合う心を育む機会を得られるよう、市立小中学校の9年間をととした命の教育活動やコミュニティ・スクール（\*3）による地域人材を活用した教育活動の推進、生涯学習や研修の成果を地域活動に生かす環境づくりに取り組みます。

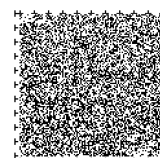
主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
命の教育活動の推進	指導室
地域人材を活用した教育活動の推進	指導室
人権に関する教育・啓発事業の推進	指導室
生涯学習出前講座の実施	文化生涯学習課
人生100年時代を見据えた生涯学習の振興	文化生涯学習課
人権尊重の社会づくり	市民相談課

## 2.2 多世代・多様な主体の連携・協働のネットワークづくり

- 多くの市民や団体の力が地域課題の解決に向けて発揮できるよう、社会福祉法人の公益的な取組の推進や、ボランティアコーナーや市民活動支援センターの活性化を図るとともに、地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と連携し、世代、分野、地域の垣根を越えた連携や協働の関係づくりに取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進（再掲）	福祉総務課
◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	福祉総務課
ボランティアコーナーの運営支援	福祉総務課
◎■生活支援体制整備事業（再掲）	高齢福祉担当
市民活動支援センターの運営	協働推進課

\*3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、保護者や地域住民が責任をもって学校運営に参画する仕組みであり、「地域とともにある学校づくり」を推進する国の制度。市では令和7（2025）年度までに市立小中学校全校で導入する。（出典：調布市ホームページ）



## 2.3 権利擁護支援・成年後見制度の利用促進

- 認知症，知的障害その他の精神上的の障害があることにより，判断能力が十分でない状態になっても，本人の権利が守られ，自分らしく暮らし続けられるよう，権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図るとともに，権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進します。

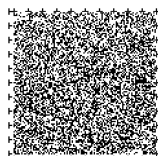
主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
権利擁護に関する相談窓口の設置等	福祉総務課
多摩南部成年後見センターの運営	福祉総務課
市民後見人の養成	福祉総務課
中核機関の運営	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課
協議会の運営	福祉総務課
チームによる支援体制の構築	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課
地域福祉権利擁護事業の実施と成年後見制度への円滑な移行支援	調布市社会福祉協議会 福祉総務課
あんしん未来支援事業	高齢福祉担当

(注) 2.3は「第5章 成年後見制度の利用促進(調布市成年後見制度利用促進基本計画)」に位置付ける事業

## 2.4 更生支援(再犯防止)の推進

- 「調布市更生支援プラン(調布市再犯防止推進計画)」に基づき，犯罪をした者等の地域社会への円滑な社会復帰を促進する当事者への支援とともに，更生支援のための環境づくり，連携体制の構築を進めます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
更生支援(再犯防止)の推進	福祉総務課





### 施策全体の方向

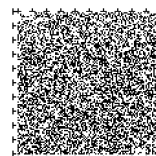
基本理念である「世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会」を念頭に、地域福祉の活動支援と人材の発掘・養成、ボランティア活動の活性化、地域住民の支え合いと交流機会の拡充という4つの取組を展開し、一人ひとりが互助・共助の担い手となり、つながりの中で心豊かに暮らせる環境を地域全体で目指します。

#### 基本理念 3

「世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会」へ

### 基本目標 3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり

- 3.1 地域福祉活動の充実に向けた支援と人材の発掘・養成
- 3.2 ボランティア活動の活性化
- 3.3 見守り、支え合う住民活動の活性化
- 3.4 身近な地域交流や世代間交流の充実



### 3.1 地域福祉活動の充実にに向けた支援と人材の発掘・養成

- 地域福祉活動の充実に向け、様々な地域福祉活動団体への支援を行うほか、地域福祉活動の担い手の継続的な確保や地域福祉活動の中心者による活動の組織化・活性化に向けて、地域福祉ファシリテーターの養成講座や各分野の福祉人材を養成する研修・講座の実施などを通じて、幅広い世代から福祉人材を発掘・養成する取組の充実に図るとともに、従事者の専門性の向上、事業所間、職員間のネットワーク形成を推進します。

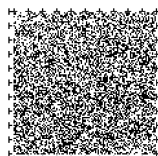
主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
地域福祉活動団体への支援	福祉総務課
◎■地域づくり事業	福祉総務課
◎■地域福祉ファシリテーター養成講座	福祉総務課 調布市社会福祉協議会
市民後見人の養成(再掲)	福祉総務課
民生委員・児童委員活動への支援	福祉総務課
◎■一般介護予防事業	高齢福祉担当
人材育成事業	高齢福祉担当 調布ゆうあい福祉公社
◎福祉人材育成の推進	障害福祉課
リーダー養成講習会の実施	社会教育課



#### コラム | 地域福祉ファシリテーター養成講座

地域福祉ファシリテーター養成講座は、地域福祉の担い手の養成を目的として、ルーテル学院大学、調布市、三鷹市、武蔵野市、小金井市の4市の自治体と社会福祉協議会が協働で実施しています。

また、市は、調布市社会福祉協議会と連携して、講座の修了生をネットワーク化し、今後の取組の支援とフォローアップを行っています。



### 3.2 ボランティア活動の活性化

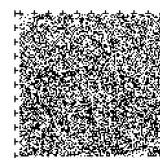
- 地域づくりを支えるボランティア活動の活性化を図るため、各地域のボランティアコーナーや市民活動支援センターの運営を行うほか、社会福祉法人の地域における公益的な取組や共同募金による地域福祉推進のための配分金の活用、地域福祉コーディネーターを中心とした民間企業による地域貢献の取組等を推進します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
ボランティアコーナーの運営支援(再掲)	福祉総務課
市民活動支援センターの運営(再掲)	協働推進課
◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進(再掲)	福祉総務課
共同募金の活用	調布市社会福祉協議会
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進(再掲)	福祉総務課

### 3.3 見守り，支え合う住民活動の活性化

- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備するため、地域福祉コーディネーターによる地域支援や地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）による生活支援体制整備事業の充実を図り、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。また、地区協議会と自治会の活動、見守りネットワーク、防犯・防災活動など、誰もが関わりのあるテーマを核に住民活動の活性化に取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進（再掲）	福祉総務課
◎■地域づくり事業（再掲）	福祉総務課
◎■生活支援体制整備事業（再掲）	高齢福祉担当
地区協議会の設立と支援	協働推進課
コミュニティづくりの推進	協働推進課
自治会の活性化に向けた支援	協働推進課
◎見守りネットワークの推進	高齢福祉担当
配食サービスの実施	高齢福祉担当
ホームヘルプサービス	子ども家庭課
◎調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進	福祉総務課
◎防災意識の啓発	総合防災安全課
防災市民組織の育成	総合防災安全課
地域での防犯パトロールの支援	総合防災安全課
生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」	調布ゆうあい福祉公社



### 3.4 身近な地域交流や世代間交流の充実

- 住民主体の交流がさらに活発になるよう、ひだまりサロン、子ども食堂等の立上げと運営への支援、幅広い世代の地域デビュー支援、既存施設や空き家・空き店舗の活用を含めた地域活動の拠点の整備など、住民のアイデアと地域資源を生かす環境づくりを進めます。

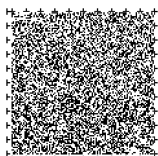
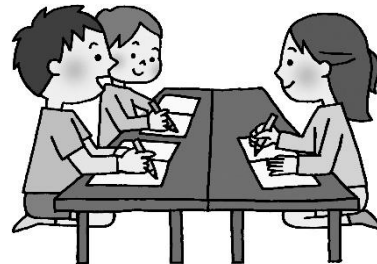
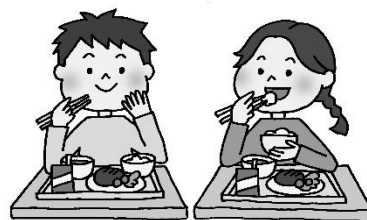
主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎ひだまりサロン事業	調布市社会福祉協議会
高齢者会食	調布市社会福祉協議会
◎■一般介護予防事業(再掲)	高齢福祉担当
ふれあい給食	高齢福祉担当
高齢者健康づくり事業の推進	高齢福祉担当
◎■地域活動支援センター事業	障害福祉課
◎子ども食堂への支援	子ども政策課
◎■子育て関連施設への支援(地域子育て支援拠点事業)	子ども政策課
◎■子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)	児童青少年課
人生100年時代を見据えた生涯学習の振興(再掲)	文化生涯学習課
市民活動支援センターの運営(再掲)	協働推進課
地域コミュニティ施設の整備・維持管理(地域福祉センター, ふれあいの家, ふじみ交流プラザ)	協働推進課
◎空き家等利活用事業の推進	住宅課



#### コラム | 子ども食堂

子ども食堂は、地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、無料又は安価で食事を取りながら、相互に交流を行える場で、主にボランティアを中心とした民間団体等が運営しています。

市内でも、20を超える団体が子ども食堂の取組を行っており、市は、経費の一部補助や調布市社会福祉協議会と連携した立上げ支援等を通じて各団体の主体的な取組を支援しています。





### 施策全体の方向

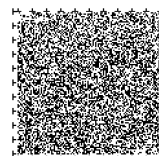
基本理念である「多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制」を念頭に、専門機関等とのネットワークとコーディネート機能の強化による多機関連携、既存の制度だけでは対応できない様々なニーズに応える地域づくりという2つの取組を展開し、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりを推進します。

#### 基本理念 4

「多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制」へ

#### 基本目標 4 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり

- 4.1 複雑化・複合化した課題を解決する包括的な支援体制づくり
- 4.2 制度外のサービス・支援の充実



## 4.1 複雑化・複合化した課題を解決する包括的な支援体制づくり

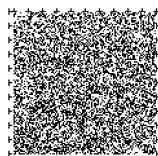
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間となる課題の解決に向けて、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築とコーディネート機能の強化を図り、多機関協働による包括的な支援に取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進(再掲)	福祉総務課
◎■重層的支援会議・支援会議	福祉総務課
◎■生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)(再掲)	生活福祉課
◎■地域包括支援センターの運営(再掲)	高齢福祉担当
◎■生活支援体制整備事業(再掲)	高齢福祉担当
◎■障害者相談支援事業(再掲)	障害福祉課
◎■子ども家庭支援センターすこやかににおける相談支援(利用者支援事業)(再掲) ※子育て世代包括支援センター(子ども家庭支援センターすこやか及び健康推進課)	子ども政策課 健康推進課
◎調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」(再掲)	児童青少年課
学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援	指導室

## 4.2 制度外のサービス・支援の充実

- 既存の制度だけでは対応できない様々な福祉の課題に対して適切な支援ができるよう、調布市社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア等の活動を支援し、連携することにより、地域と行政で支え合う地域づくりを推進します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
調布市社会福祉協議会への支援	福祉総務課
◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進(再掲)	福祉総務課
ゆうあい福祉公社への支援	高齢福祉担当
ボランティアコーナーの運営支援(再掲)	福祉総務課





## 2 重点施策

福祉3計画共通の基本理念や本計画で定めた基本目標等に基づき、高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野の施策を踏まえて、市の地域福祉を推進するために特に重点的に取り組む施策等について、重点施策として定めました。

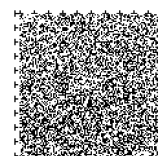
さらに、各重点施策の主な事業について、計画期間における目標を定めて、着実な推進に努めます。

### 重点施策Ⅰ 地域におけるトータルケアの推進

- これまで我が国の福祉制度・政策は、対象者の属性などに基づき必要な制度を設け、サービスの提供や専門的な支援体制の構築等を進めることで、その充実を図ってきました。一方で、近年、社会状況の変化により、社会的孤立や、介護と子育てを同時に抱えているダブルケアの問題など、地域の生活課題は、複雑化・複合化しており、制度の狭間の問題や既存の対象者ごとの福祉サービスだけでは十分な対応ができない課題も顕在化してきています。
- そのため、市は、複雑化・複合化した支援ニーズへの包括的な対応を図り、誰もが住み慣れた場所で、社会から孤立することなく、いきいきと暮らせる地域を実現することを目指して、地域福祉コーディネーターを中心として、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組の下、多機関協働による包括的な支援体制の構築や地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。
- こうした取組を通じて、「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、これらが有機的に連携して支援が提供される調布におけるトータルケアの推進を図ります。

#### 重点施策Ⅰ 地域におけるトータルケアの推進

- (1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化
- (2) 包括的な相談支援体制の構築
- (3) 社会参加につながる支援・環境づくり



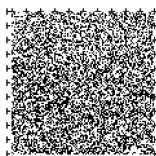
## (1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

- 制度の狭間で支援が必要な人や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない方などの支援ニーズを発見し、解決を図るため、各福祉圏域に配置した地域福祉コーディネーターを中心に、地域と行政、関係機関等との連携を一層進め、多機関協働による支援ネットワークの構築やコーディネート機能の強化を図ります。

### ① 主な事業

事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進(多機関協働事業)
担当課	福祉総務課
概要	複雑化・複合化した課題に対応するため、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の実施者として、8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心に、支援関係機関等をコーディネートするとともに、地域住民や関係機関と連携して課題を発見し、受け止め、多機関協働による課題解決に取り組みます。
今後の目標 (令和6～11年度)	複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実等を図るとともに、重層的支援会議や支援会議等を通じて、支援プランの作成等の取組や多分野にわたる支援関係機関等のネットワークの構築を図ります。

事業名	重層的支援会議・支援会議
担当課	福祉総務課
概要	複雑化・複合化した課題を抱える方等に対して、必要な支援が包括的に提供できるよう、重層的支援体制整備事業の取組の下、福祉分野のみならず、多分野における支援関係機関等の連携により、具体的な支援プランに関する検討や支援に必要な情報共有等を行います。
今後の目標 (令和6～11年度)	包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援会議や支援会議を定例開催するほか、必要に応じて随時開催します。 また、重層的支援体制整備事業の実施状況を踏まえて、会議の運用方法等について継続的に検討を行います。



## ②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関で、身近な相談窓口として機能強化を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを生かした取組を充実します。	高齢福祉担当
生活支援体制整備事業	高齢者などが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、日常生活上の生活支援体制の充実・強化を図るとともに、介護予防や健康づくり、生きがいつくりの機会を創出し、地域における生活支援サービスの多様な担い手の育成を図ります。	高齢福祉担当
社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	社会福祉法人は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならないことから、管内の社会福祉法人の取組状況を把握し、必要な助言等を行うことにより、社会福祉法人の地域における公益的な取組を推進します。	福祉総務課
見守りネットワークの推進	高齢者や障害者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域全体での見守りを推進します。 地域住民や関係機関・協力団体などが、日常生活又は業務の中で、見守りが必要な方々の異変に気付いたときにその情報を地域包括支援センターに連絡し、連絡を受けた地域包括支援センターが、その情報により対象者の現状把握と必要な対応を行います。	高齢福祉担当

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

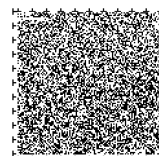
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

第6章  
8つの福祉圏域の取組

第7章  
計画の推進に向けて

参考資料



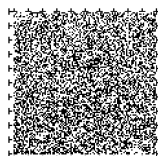
## (2) 包括的な相談支援体制の構築

- 悩みや困りごとを抱えている本人や家族が孤立せず、早い段階で支援につながるよう、包括的に相談を受け止め、課題を整理し、必要な福祉サービス等の情報提供等を行います。
- 単独の支援関係機関等では解決が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、適切な支援関係機関等の相互連携により支援を実施することで、包括的な支援体制の構築を進めます。

### ① 主な事業

事業名	地域包括支援センターの運営
担当課	高齢福祉担当
概要	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関で、身近な相談窓口として機能強化を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを生かした取組を充実します。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、高齢者の身近な相談窓口の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを生かした取組の充実に努めます。 また、第三者視点からの評価を実施し、利用者満足度の向上を目指します。

事業名	障害者相談支援事業
担当課	障害福祉課
概要	市内3箇所の相談支援事業所において、障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。 ○障害者地域活動支援センタードルチェ(主に身体障害、高次脳機能障害) ○障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう(主に知的障害) ○地域生活支援センター希望ヶ丘(主に精神障害)



今後の目標 (令和6～11年度)	<p>今後も関係機関の連携を強め、相談支援専門の技量の向上を目指し、自己決定、エンパワメントの視点を重視し、その人らしい自立に向けた支援を行っていきます。</p> <p>また、障害のある本人だけでなく、きょうだい児・者や介護者（高齢の親、ヤングケアラー等）への支援を含め、家族・家庭全体が抱えるニーズを的確に把握し、受け止め、関係機関と連携しながら支える体制づくりを進めます。</p>
---------------------	--

事業名	子ども家庭支援センターすこやかににおける相談支援（利用者支援事業）
担当課	子ども政策課
概要	調布市子ども家庭支援センターすこやかで、妊婦や子育て家庭からの相談を受け、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスの情報提供と必要に応じて相談助言を行い、関係機関との連絡調整を実施します。
今後の目標 (令和6～11年度)	現行の取組を継続し、総合的に子育て家庭等への相談や支援に取り組みます。

事業名	生活困窮者自立相談支援事業（調布ライフサポート）
担当課	生活福祉課
概要	ワンストップ型の相談窓口として、生活困窮者の自立を支援します。 また、併せて就労準備支援事業と家計改善支援事業を行い、就労に至る前の方の支援や家計に問題を抱える方の自立を支援します。
今後の目標 (令和6～11年度)	複雑化・多様化する生活困窮者にきめ細かな対応を行うために、事業実施体制の強化を検討します。 また、令和5年度に国が取りまとめた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直し」を踏まえて、適時適切な取組を行っていきます。

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

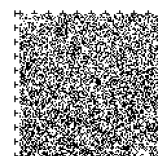
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

第6章  
8つの福祉圏域の取組

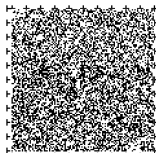
第7章  
計画の推進に向けて

参考資料



## ②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
保育コンシェルジュ(利用者支援事業)	就学前の児童がいる保護者等の相談を受け、その家庭のニーズに合った保育サービスの情報提供を行い、きめ細やかな相談支援を図ります。	保育課
ゆりかご調布面接(利用者支援事業)	妊娠届出をした妊婦に保健師等の専門職が面接し、出産・子育てに関する相談や子育てサービスの情報提供を行い、安心して出産を迎えられるよう、切れ目ない支援を行います。	健康推進課
調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」	ひきこもりや不登校、無業などの様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するため、相談事業を実施するとともに、家以外に過ごす場を提供するため居場所事業を実施します。	児童青少年課
子ども家庭支援センターの運営	調布市子ども家庭支援センターすこやかでは、子どもに関する相談や、親子の交流事業、子育てに関する学習講座、各種一時預かり事業のサービス提供や調整を実施します。	子ども政策課



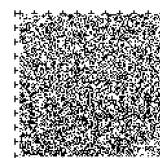
### (3) 社会参加につながる支援・環境づくり

- 社会とのつながりを保ちづらい状態の人やその世帯の抱える課題に対し、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源とのマッチング、自立のための訓練や就労への支援、日中の居場所づくりや活動機会の充実等を図ることにより、社会とのつながりや参加を支援するとともに、多様な社会参加の実現を目指します。

#### ① 主な事業

事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進(参加支援事業)
担当課	福祉総務課
概要	重層的支援体制整備事業における参加支援事業の実施者である地域福祉コーディネーターを中心に、相談者本人やその世帯の支援ニーズを丁寧に把握し、本人やその世帯への定着支援・フォローアップ、地域資源の活用体制の構築等を行います。
今後の目標 (令和6～11年度)	多様な支援ニーズに対応するため、既存の支援メニューとのマッチングだけでなく、企業・商店等との連携による新たな地域資源の開拓に取り組みます。

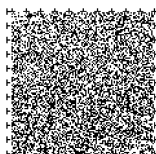
事業名	こころの健康支援センターの運営
担当課	障害福祉課
概要	精神障害者及び発達障害者とその家族の中心的な相談機関として、相談事業、デイ事業、自立訓練事業、就労支援事業等を実施し、自立と社会参加の促進を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	関係機関との連携を図り、精神障害者及びその家族の相談支援を行い、精神障害者の自立と社会復帰を推進します。利用者の状況に応じて子ども・若者を対象とした相談窓口との連携を図りつつ、中学卒業後や、高校生等の相談にも対応できる体制を構築します。 また、新規相談に素早く対応できる体制を構築し、相談の待ち時間解消に努めます。



事業名	調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」
担当課	児童青少年課
概要	ひきこもりや不登校、無業などの様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するため、相談事業を実施するとともに、家以外に過ごす場を提供するため居場所事業を実施します。
今後の目標 (令和6～11年度)	ひきこもりや不登校、無業などの様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するため、相談事業及び居場所事業を実施します。 また、利用人数の増加や多様化するニーズに対応するため、相談体制の拡充に向けた検討を行います。

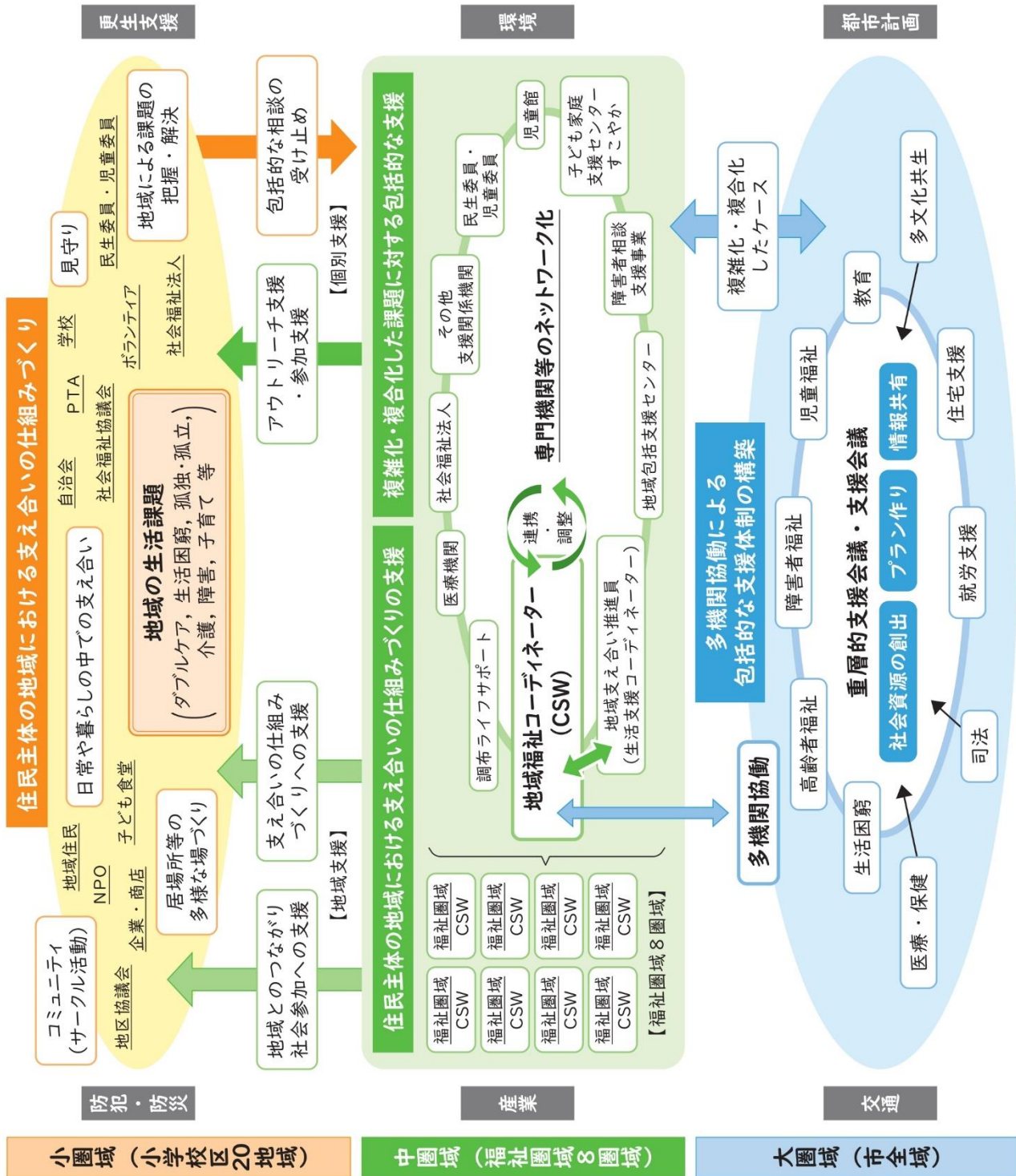
## ②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)による就労支援	調布ライフサポートにて相談を受けた生活困窮者の中で、就労による自立が必要な方に対して、民間職業紹介事業者と連携して、支援を行います。	生活福祉課
若者の職業的自立、就労の支援	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、市内2箇所の障害者就労支援センターにおいて、就労面及び生活面の支援を一体的に提供します。 また、仕事に対する不安や悩みを抱えている若者がいきいきと働けるよう「ちょうふ若者サポートステーション」の職場体験事業の実施への協力に取り組むとともに、関係機関と連携し、若者向けの就労支援セミナーを実施し、就労支援や市内中小企業等の人材確保を支援します。	障害福祉課 産業振興課(産業労働支援センター)

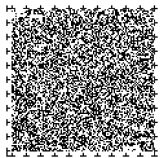




■調布におけるトータルケアシステムのイメージ図



- 第一章 計画の策定に当たって
- 第二章 地域福祉の現状と課題
- 第三章 調布市の福祉の共通事項
- 第四章 計画の基本方向
- 第五章 成年後見制度の利用促進
- 第六章 8つの福祉圏域の取組
- 第七章 計画の推進に向けて
- 参考資料

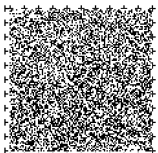


## 重点施策2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

- 近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、血縁・地縁・社縁といった、かつて社会を支えてきた共同体機能が脆弱化する中、お互いに支え合い、安心した生活が送れるよう、人と人、人と場所がつながり合う取組が生まれやすいような環境を整え、地域における支え合いの仕組みづくりを進める必要があります。
- また、そのためには、身近な地域において、住民が地域の生活課題を把握し、主体的に解決を図る取組や地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を推進することが重要です。
- こうした状況を踏まえて、多様な交流の場の拡充、地域福祉の担い手の育成、ボランティア団体や地域福祉活動団体等の支援をはじめとする互助・共助の取組の活性化、地域防災力の向上等の取組を一層充実させることにより、住民同士で支え合う仕組みづくりに取り組めます。
- また、地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を中心として、関係機関等との連携を踏まえた一体的な事業実施による地域づくりを推進します。

### 重点施策2 住民主体の地域に おける支え合いの 仕組みづくり

- (1) 多様な交流の場の拡充
- (2) 地域福祉活動の支援と地域で活動する人材の養成
- (3) 地域住民相互の支え合いによる互助・共助の取組の活性化
- (4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援



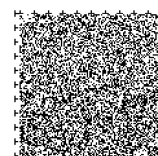
## (1) 多様な交流の場の拡充

- 地域住民同士の交流をとおして地域で見守り、支え合える環境づくりに向けて、地域の社会資源を活用した多世代・多様な活動拠点づくりの推進、地域住民が中心となって展開するひだまりサロンや集いの場の支援の充実を図ります。

### ① 主な事業

事業名	地域活動支援センター事業
担当課	障害福祉課
概要	障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進に向けた支援等を行います。
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>コロナ禍において、活動が縮小していた創作活動や生産活動をコロナ禍以前に戻し、回数や利用者等を増加させます。</p> <p>障害者の日中活動の場を確保するだけでなく、相談や助言といったきめ細かい生活支援に対する需要は増えており、ますます必要性は高まっています。今後も、地域の障害のある市民の要望や意見に耳を傾けながら、実情に合わせて事業の拡充を図ります。</p>

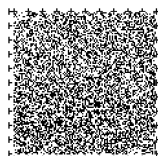
事業名	一般介護予防事業
担当課	高齢福祉担当
概要	<p>「介護予防普及啓発事業」として、介護予防の知識の普及と、地域活動をしている組織などへの理解を深め、地域活動の際の担い手となれるよう、地域活動組織の育成及び支援を行うことを目的としています。</p> <p>「地域リハビリテーション活動支援事業」として、介護予防効果を期待できる10の筋力トレーニングを市民に広めています。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き、社会参加を目指し、市内の自主グループの新規の立上げやグループ活動の継続のための支援を行います。</p> <p>介護予防普及啓発事業では、参加しやすいよう、開催する曜日や、開催場所の検討を行います。</p>



事業名	子育て関連施設への支援(地域子育て支援拠点事業)
担当課	子ども政策課
概要	子ども家庭支援センターすこやか及びプレイセンターちょうふ・せんがわで、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行います。
今後の目標 (令和6～11年度)	現行の取組を継続しながら、保護者へのアプローチ方法や事業内容等について検討していきます。

## ②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
空き家等利活用事業の推進	利活用可能な空き住宅や空き店舗、共同住宅等の空き室を活かし、多様な交流の場の創出、地域コミュニティの活性化等、地域の活動拠点づくりを推進します。	住宅課
子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)	地域において、子育て中及びこれから子育てをはじめ保護者に対し、子育てに関する相談等を行うことにより、子育てに対する不安の解消を図るとともに、子どもの健全な育成を支援し、児童福祉の向上に資することを目的とし、市内全11児童館で実施を継続します。	児童青少年課
子ども食堂への支援	子ども食堂等を運営する団体が地域の子どもやその保護者へ食の提供を行うことで、各家庭が安定した食事の機会を確保するとともに、地域交流の場を維持継続することができるよう「調布市子どもの食の確保事業補助金」による経費の一部補助及び市ホームページや子育て支援情報誌「元気に育て!!調布っ子」、SNSなどによる活動の広報支援を行います。	子ども政策課
ひだまりサロン事業	住み慣れた地域で一人ひとりが孤立することなく、お互いに支え合い助け合い、健康で安心した生活が送れるような憩いの場として、ひだまりサロンの立上げ・運営を支援します。	調布市社会福祉協議会



## (2) 地域福祉活動の支援と地域で活動する人材の養成

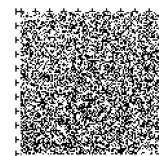
- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の様々な分野や世代を対象とした地域福祉活動の支援や地域における福祉の担い手の育成等を通じて、地域づくりを推進するとともに、多様な地域活動が生まれやすい環境の整備を推進します。

### ① 主な事業

事業名	地域づくり事業
担当課	福祉総務課
概要	<p>世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人のコーディネートを行います。</p> <p>また、地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を推進します。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>地域福祉コーディネーターを中心として、地域福祉の担い手づくりを行うとともに、地域生活課題及び既存の社会資源の把握を行い、世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な場や居場所の充実を図ることにより、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。</p>

### ② その他の関連事業

事業名	概要	担当課
地域福祉ファシリテーター養成講座	ルーテル学院大学主催の地域福祉ファシリテーター養成講座との連携により、地域住民等に対して地域福祉推進の担い手づくりとともにそのフォローアップを行い、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。	福祉総務課
福祉人材育成の推進	地域における福祉サービスの担い手としての人材の確保及び育成を目的とし、福祉人材の養成、専門性の向上、市民参入に向けた普及啓発及び事業所間・職員間のネットワーク形成に取り組む「調布市福祉人材育成センター」の運営費を補助します。	障害福祉課



### (3) 地域住民相互の支え合いによる互助・共助の取組の活性化

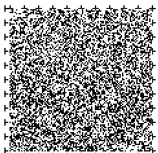
- ボランティア活動の活性化や、地域福祉活動団体等との協働の仕組みづくり、地域住民のニーズと地域資源とのマッチングによる生活支援の充実等の取組を通じて、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

#### ① 主な事業

事業名	生活支援体制整備事業
担当課	高齢福祉担当
概要	「介護予防・生活支援サービスの充実」「高齢者の社会参加」を推進するため、生活支援体制整備事業を充実し、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の活動充実と協議体の活性化を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	各福祉圏域に1人ずつの地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置したことから、地域包括ケアシステムの推進のため地域づくりに取り組みます。

#### ② その他の関連事業

事業名	概要	担当課
一般介護予防事業	「介護予防普及啓発事業」として、介護予防の知識の普及と、地域活動をしている組織などへの理解を深め、地域活動の際の担い手となるよう、地域活動組織の育成及び支援を行うことを目的としています。 「地域リハビリテーション活動支援事業」として、介護予防効果を期待できる10の筋力トレーニングを市民に広めています。	高齢福祉担当



## (4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援

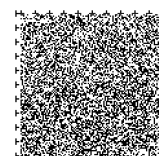
- 地域組織との協定締結や関係機関との連携体制の構築による避難行動要支援者避難支援プランの推進や市民の防災意識の啓発，防災市民組織の育成に取り組むほか，要介護高齢者や障害者などが安全に避難できるよう福祉避難所の確保等に努めることにより，「自助，互助，共助，公助」が連携し合いながら地域が一体となった災害時の取組を推進します。

### ① 主な事業

事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進
担当課	福祉総務課
概要	調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき，災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し，地域における災害時の支援体制の整備を推進します。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，要支援者支援に関する地域組織とのさらなる協定の締結を進め，地域による共助の体制づくりの充実に努めるとともに，関係機関との情報共有体制の整備に取り組みます。 また，災害対策基本法等に基づき，支援の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成について，組織横断的な連携の下，段階的に取組を推進します。

### ② その他の関連事業

事業名	概要	担当課
防災意識の啓発	講演会や研修，出前講座の実施，地域防災訓練の支援などにより，「自分の命は自分で守る」，「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・互助・共助の精神を育みます。	総合防災安全課



### 3 重層的な支援体制の整備の推進 (調布市重層的支援体制整備事業実施計画)

#### (1) 重層的な支援体制整備に向けた基本的な考え方

重層的支援体制整備事業は、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた一つの手法として創設されたものであり、重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画に記載された地域共生社会の理念等の共通部分を踏まえて、その事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容を定めることを基本としています。

市においては、福祉3計画において、その共通事項として、地域共生社会の理念や福祉圏域等の考え方等を取りまとめており、また、地域福祉計画においては、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の取組は、「地域におけるトータルケアの推進」と「住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり」の2つの重点施策に位置付けた事業と整合を図りながら推進することとしています。

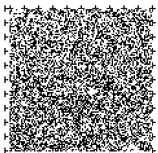
こうした観点を踏まえて、市では、複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、地域福祉計画に包含して「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、これらを一体的に取り組むものです。

#### (2) 重層的支援体制整備事業の概要

国は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設しました。

市は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の分野別の支援体制では対応が困難な、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を充実するため、既存の相談支援の取組等を踏まえて、令和5年度に重層的支援体制整備事業を開始しました。

今後も組織横断的な連携により、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。





### (3) 重層的支援体制整備事業において実施する事業

社会福祉法 第106条の4 第2項		機能	国が示す既存制度の対象 事業等	調布市における該当事業	担当課
第1号	イ	相談支援 (包括的相談支援 事業)	地域包括支援センターの 運営 ※介護保険法第115条 の45第2項第1~3号	地域包括支援センターの運営	高齢福祉担当
	ロ		相談支援事業 (基幹相談支援センター等 機能強化事業, 住宅入居 等支援事業) ※障害者総合支援法第 77条第1項第3号	障害者相談支援事業	障害福祉課
	ハ		利用者支援事業 ※子ども・子育て支援法第 59条第1号	子ども家庭支援センターすこやかにおけ る相談支援	子ども政策課
				保育コンシェルジュ	保育課
	ニ		生活困窮者自立相談支援 事業 ※生活困窮者自立支援法 第3条第2項各号	調布ライフサポート	生活福祉課
第2号		参加支援 (参加支援事業)	新規事業	地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課
第3号	イ	地域づくり に向けた支援 (地域づくり 事業)	一般介護予防事業(地域介 護予防活動支援事業分) ※介護保険法第115条 の45第1項第2号	一般介護予防事業 ①介護予防普及啓発事業 ②地域リハビリテーション活動支援事業	高齢福祉担当
	ロ		生活支援体制整備事業 ※介護保険法第115条 の45第2項第5号	生活支援体制整備事業	高齢福祉担当
	ハ		地域活動支援センター機 能強化事業 ※障害者総合支援法第 77条第1項第9号	地域活動支援センター事業	障害福祉課
	ニ		地域子育て支援拠点事業 ※子ども・子育て支援法第 59条第9号	①子ども家庭支援センターすこやか ②プレイセンターちょうふ・せんがわ	子ども政策課
				子育てひろば事業	児童青少年課
	生活困窮者支援等のため の地域づくり事業	①地域づくり事業 ②地域福祉ファシリテーター養成講座	福祉総務課		
第4号		アウトリーチ等を 通じた 継続的支援事業	新規事業	地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課
第5号		多機関協働事業	新規事業	重層的支援会議・支援会議(※)	福祉総務課
				地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課
第6号		支援プランの 作成	新規事業	多機関協働事業と一体的に実施	

(※) 支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

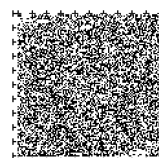
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

第6章  
8つの福祉圏域の取組

第7章  
計画の推進に向けて

参考資料



## (4) 事業の実施体制等

### ① 包括的相談支援事業（第1号）

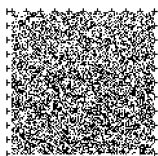
介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野の支援関係機関等において、相談者の属性や世代、相談内容等にかかわらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。また、他の支援関係機関等と連携した支援の実施等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応の充実に図ります。

#### ア 地域包括支援センターの運営

所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制 (事業名等)	市内に10箇所（サブセンター2箇所を含む。）の地域包括支援センターを運営 ・つつじヶ丘 ・仙川 ・至誠しばさき ・はなみずき ・ゆうあい ・ときわぎ国領 ・ちょうふ花園 ・ちょうふの里
設置形態	基本型
拠点等の数	10箇所（サブセンター2箇所を含む。）
関連ページ	基本目標：P44, P45, P56 重点施策：P59, P60

#### イ 障害者相談支援事業

所管課	障害福祉課
対象分野	障害
実施体制 (事業名等)	・障害者地域活動支援センタードルチェ ・障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう ・地域生活支援センター希望ヶ丘
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所
関連ページ	基本目標：P44, P56 重点施策：P60



## ウ 利用者支援事業

所管課	子ども政策課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	子ども家庭支援センターすこやかににおける相談支援
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：P44, P56 重点施策：P61

所管課	保育課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	保育コンシェルジュ
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：P44 重点施策：P62

所管課	健康推進課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	ゆりかご調布面接
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：P44 重点施策：P62

## エ 生活困窮者自立相談支援事業

所管課	生活福祉課
対象分野	生活困窮
実施体制 (事業名等)	調布ライフサポート
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：P44, P46, P47, P56 重点施策：P61, P64

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

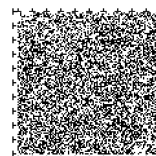
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

第6章  
8つの福祉圏域の取組

第7章  
計画の推進に向けて

参考資料



## ②参加支援事業（第2号）

既存の社会参加に向けた事業では十分な対応が困難な本人やその世帯の支援ニーズを踏まえ、地域資源や支援メニューとのコーディネート、マッチングを行います。また、既存の地域資源の拡充に向けた働きかけを行うほか、マッチング後のフォローアップなど、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

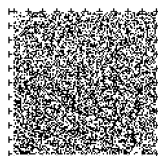
所管課	福祉総務課
事業名	地域福祉コーディネーター事業
実施主体	調布市社会福祉協議会
実施形態	委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）
関連ページ	基本目標：P46, P49, P53, P56 重点施策：P58, P63

## ③地域づくり事業（第3号）

既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、個別の活動や人のコーディネート、地域のプラットフォームの促進、地域における活動の活性化等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

### ア 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分）

所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制 （事業名等）	・介護予防普及啓発事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
設置形態	基本型
拠点等の数	－
関連ページ	基本目標：P52, P54 重点施策：P67, P70



イ 生活支援体制整備事業

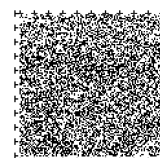
所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制 (事業名等)	生活支援体制整備事業
設置形態	基本型
拠点等の数	8人(地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター))
関連ページ	基本目標：P45, P46, P49, P53, P56 重点施策：P59, P70

ウ 地域活動支援センター機能強化事業

所管課	障害福祉課
対象分野	障害
実施体制 (事業名等)	・障害者地域活動支援センタードルチェ ・障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう ・地域生活支援センター希望ヶ丘
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所
関連ページ	基本目標：P54 重点施策：P67

エ 地域子育て支援拠点事業

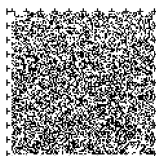
所管課	子ども政策課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	・子ども家庭支援センターすこやか ・プレイセンターちょうふ ・プレイセンターせんがわ
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所
関連ページ	基本目標：P54 重点施策：P68



所管課	児童青少年課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	11箇所の児童館で子育てひろば事業を実施 ・つつじヶ丘児童館 ・東部児童館 ・国領児童館 ・多摩川児童館 ・深大寺児童館 ・富士見児童館 ・佐須児童館 ・西部児童館 ・緑ヶ丘児童館 ・調布ヶ丘児童館 ・染地児童館
設置形態	基本型
拠点等の数	11箇所
関連ページ	基本目標：P54 重点施策：P68

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

所管課	福祉総務課
対象分野	生活困窮等
実施体制 (事業名等)	・地域づくり事業 ・地域福祉ファシリテーター養成講座
設置形態	基本型
拠点等の数	8人(地域福祉コーディネーター)
関連ページ	基本目標：P52, P53 重点施策：P69



#### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）

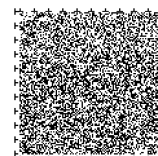
複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

所管課	福祉総務課
事業名	地域福祉コーディネーター事業
実施主体	調布市社会福祉協議会
実施形態	委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）
関連ページ	基本目標：P46, P49, P53, P56 重点施策：P58, P63

#### ⑤多機関協働事業等（第5号・第6号）

単独の支援関係機関等では十分な対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える方の相談について、支援の調整役として支援関係機関等の役割分担や支援の方向を定め、必要に応じて支援プランの作成等の取組を行います。

所管課	福祉総務課
事業名	・重層的支援会議・支援会議 ・地域福祉コーディネーター事業
実施主体	市・調布市社会福祉協議会
実施形態	直営・一部委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）
関連ページ	基本目標：P46, P49, P53, P56 重点施策：P58, P63



## (5) 重層的支援会議

### ①役割

重層的支援体制整備事業に基づく支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するもので、多機関協働事業において作成したプランの適切性の協議や、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。また、情報共有等、必要に応じて様々な機能を付加することで、重層的支援体制整備事業の推進を図ります。

### ②開催方法

定例開催するほか、プラン策定時や再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時など、必要に応じて随時開催します。

### ③参加者

重層的支援体制整備事業として実施する各事業の所管課及び支援関係機関等を中心に、多機関協働事業者が相談内容に応じて選定し招集します。

## (6) 支援会議

### ①役割

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うもので、参加者に守秘義務が課される会議体です。多機関協働事業の利用申込に当たり本人同意まで至らなかった相談等について、支援関係機関等同士で情報共有を行うほか、必要に応じて多機関協働事業の利用の要否について支援関係機関等による検討を行います。

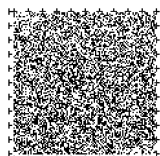
### ②開催方法

定例開催するほか、必要に応じて随時開催します。

なお、今後の重層的支援体制整備事業の取組状況を踏まえながら、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法に基づく地域ケア会議、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議などの既存の会議体を支援会議として活用することを検討します。

### ③参加者

多機関協働事業者が相談内容に応じて必要な支援関係機関等を選定し、招集します。



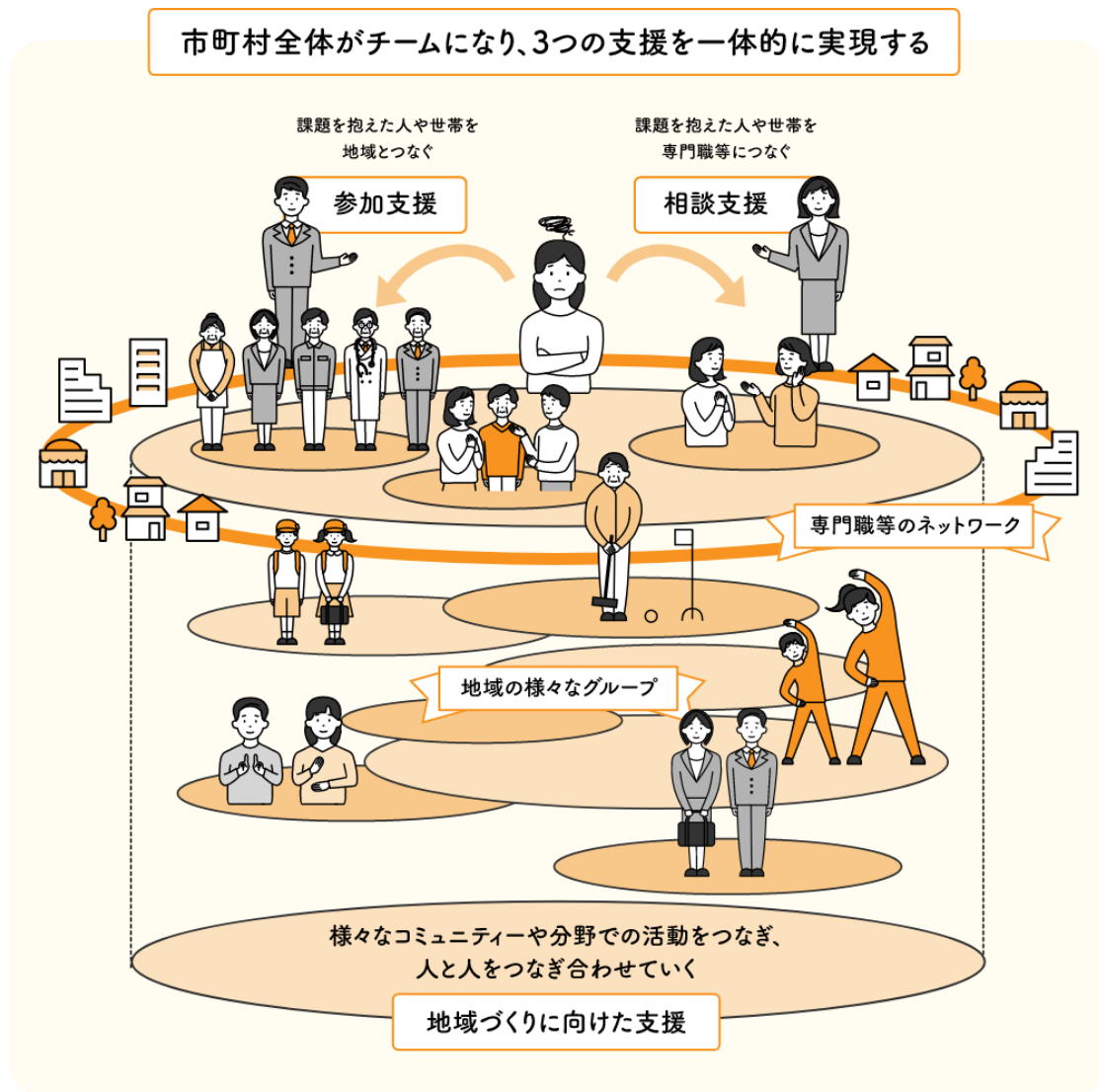


## (7) 進捗管理・評価

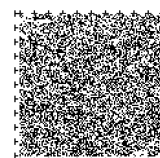
重層的支援体制整備事業の進捗管理・評価については、PDCAサイクルの考え方にに基づき、地域福祉計画の進捗管理・評価と一体的に行います。

また、重層的支援体制整備事業の評価に当たっては、基本的に、事業の取組がどの程度進んでいるかについて、定性的な評価を行います。

■国の重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」



■調布における重層的支援体制整備事業のイメージ図

